別記第六十五号の二様式第二面11欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面11欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

別記第六十五号の二様式第三面4欄を次のように改める。

【4．耐火建築物等】

□耐火建築物　□準耐火建築物（イ－1）　□準耐火建築物（イ－2）
□準耐火建築物（ロ－1）　□準耐火建築物（ロ－2）
□耐火構造建築物　□特定避難時間倒壊等防止建築物　□その他

別記第六十五号の二様式注意③中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意③中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意③中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、同注意③⑱中「ヲ」を「ワ」に改め、同注意④⑤中「第115条の２の２第１項第１号」を「第129条の２の３第１項第１号ロ」に、「又は「その他」のうち該当するものを記入し」を「、「耐火構造建築物」(同法第27条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れ」に改める。

別記第六十七号の三様式第四面5欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面5欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（　）（　）

別記第六十七号の三様式第五面6欄を次のように改める。

【6．耐火建築物等】

□耐火建築物　□準耐火建築物（イ－1）　□準耐火建築物（イ－2）
□準耐火建築物（ロ－1）　□準耐火建築物（ロ－2）
□耐火構造建築物　□特定避難時間倒壊等防止建築物　□その他

別記第六十七号の三様式注意⑤中「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意⑤⑥中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意⑤⑦中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、「敷地面積」を「容積率の算定の基礎となる敷地面積」に改め、同注意⑤⑭中「ヲ」を「ワ」に改め、同注意⑥⑥中「第115条の２の２第１項第１号」を「第129条の２の３第１項第１号ロ」に、「又は「その他」のうち該当するものを記入し」を「、「耐火構造建築物」(同法第27条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れ」に改める。

別紙建築物又は建築物の部分の用途の区分の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令

目次中「第二章　指定資格検定機関（第二条―第十三条）」を「第二章　指定建築基準適合判定資格者検定機関（第二条―第十三条）　第二章の二　指定構造計算適合判定資格者検定機関（第十三条の二・第十三条の三）」に、「第三十一条の十四」を「第三十一条の十五」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　指定建築基準適合判定資格者検定機関

第二条の見出し中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条第一項第二号及び第三号中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条第二項第七号及び第九号中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同項第十号中「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改める。

第三条の見出し中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に、同条第一号中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改める。

第四条第一項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第五条の見出し中「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同条中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条第一号中「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改める。

第六条の見出し中「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改め、同条中「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条第五号中「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改める。

第七条の見出し中「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改め、同条第一項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に、「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改め、同条第二項中「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第八条中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第九条第一項中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条第二項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第十条の見出し中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条第一項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第十一条の見出し中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条第一号中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改める。